

第十三回国会 衆議院 農林委員會 議録 第四十四号

(一〇八三)

昭和二十七年六月十一日(水曜日)

午後一時五十二分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君

宇野秀次郎君

越智 茂君

坂田 英一君

千賀 康治君

橋谷仙次郎君

大森 玉木君

石井 繁九君

出席國務大臣

農林大臣 廣川 弘禪君

出席政府委員

(農林事務官) 小倉 武一君

(農政局長) 平川 守君

(農地局長) 守君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

六月十日

畜犬競技法案(原田雪松君外四十四名提出、衆法第三二二号)は、更に審査を本委員会に付託された。

同日

国内略農振興策に関する陳情書(山形県議會議長加藤富之助外七名)(第二二四二号)

桑園凍害対策に関する陳情書(山形県議會議長加藤富之助外一名)(第一類第九号)

農林委員會會議録第四十四号 昭和二十七年六月十一日

二二四二号)

同(北海道議會議長村田余吉外七名)(第二二四二号)

同(福島縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二四二号)

陳情書(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

公營農林の民間移管反対に関する陳情書(伊勢崎市長大沢三郎)(第二二五五号)

競馬民営法案に関する陳情書(日本競馬協會世話人木島駒藏外六名)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

同(福岡縣知事杉本勝次)(第二二五五号)

等を食し、いづれも農作物に損害を與えるものであり、又ツグミは農産物に対する被害が大きいものであるかを判定し、難い点は、一般狩猟鳥と同一である。然かもこれら三種は皆シベリア方面からの渡り鳥であつて、農作物に有益な働きをする雛の育成期を遠く海外に過しているものである。且つこれらの肉は他の狩猟鳥獸と同様、食用としての利用価値が高いものであるから、これが利用につき適正な手段を講ずる必要がある。

仍つてこの際これら三種類を狩猟鳥獸に追加指定することを妥当と認める。

右決議する。

本件につきまして若干の趣旨弁明をいたしたいと思ひます。御承知のごとく狩猟鳥獸は狩猟法施行規則第一條に「いさぎ、きじ等を初め四十二種類が指定されております。この狩猟鳥獸の指定は、農産物その他の人類に被害を與えるものを積極的に捕獲する」というよりも、むしろ鳥獸類を保護することを主眼とし、最小限度に捕獲を許容して、この狩猟鳥獸以外に農産物に相与ひい損害を與えるものがありま

す。すなわちあつた、かしらだか等は、稲穂、あわ、ひえ等を食しているものであります。害鳥であることが明らかであります。かつて山形県の最上川の堤防に、桜の木を植えようといふた際、地元農民から、それらの樹木が大きくなつた場合、かしらだかが

群集して農作物に被害を與えるからとて、猛烈な反対のあつた事実からも、その一端を伺ふことが出来るのであります。またつぐみにつきましては、害鳥なりや、益鳥なりやについては、現在判明いたしておりません。ある論者によれば、樹木の芽をついばんで、森林の自然繁殖を妨げるものであるとも言われております。あと、かしらだか及びつぐみは、いづれもシベリア方面からの渡り鳥でありまして、農作物に對し最も有益な働きをするひなの育成期を、はるかシベリアの広野で過ごし、成鳥になつてから本邦に飛來いたします。渡り鳥でありますので、もと

も本邦に棲息するものではありません。従ひましてわが固有の鳥類に保護すべき必要もないのであります。

またこれら鳥類の肉は、食肉としての価値は、他の一般狩猟鳥と同様に高いのでありますから、この渡り鳥が本邦に飛來中に、その一部を捕獲して、これを食用に供することは、農作物に對する被害を防止し、あわせて動物性蛋白質の増強ともなり、一石二鳥の対策と考へるのであります。

狩猟法第一條の規定によりますと、狩猟鳥獸の種類は農林大臣が定めるものであり、この種類を定めるときは、公聴会を開いて利害關係人及び學識経験者の意見を聴くことになつておりますので、政府においては、参考意見を聴取いたし、指定の追加をするよう

と

と

と

と

と

と

と

と

と

りはからうべきであると思ひます。
何とぞ委員各位におかれましては、慎重審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○松浦委員長 ただいまの問題について御意見のある方は発言を許します。——他に御発言もなければ、お諮りいたします。ただいまの平野君からの動議でありますところの狩猟鳥獣の種別追加指定に関する件を本委員会の決議とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。

なお本件の議長に対する報告並びに関係閣僚大臣に対する参考送付の件につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○松浦委員長 それではこれより農地法案及び農地法施行法案を一括議題といたし、審査を進めます。本日は総括的に農林大臣に対する質疑を行います。質疑の通告があります。順次これを許します。井上良二君。

○井上良二委員 ただいま審議中の農地法案の審議にあたりまして、特に農林大臣に御所見を承つておきたいのは、この法の目的の中心が、農地は耕作者みずから所有することが最も適当であり、従つて耕作者の農地の取得を促進することに、またその権利を保護し、耕作者の地位を安定して農業生産の増進をはかる、こういうことがこの法律の目的でありまして、この目的を達するためには、單に法律によつてこれに必要な諸條項を規定するといふことだけで問題は解決しないことは、先般の他の同僚委員からの質問に

よつて明らかでございますが、この法の目的について先般から論議されておりますのは、要は農業を営んで農家経済を維持して行く農地をどの程度確保すべきか、こういうことから、法案の説明においては、中堅農家を維持するといふことが言われております。そこで中堅自作農を創設維持いたしますためには、他の農政全般がこれに伴わなければ、事実上不可能な実情にありま

す。最近の農地の移動の実情を見ても、年々農地の売買件数が非常な増加を示しております。このことは政府が農地確保に必要な法的措置をかりに講じましても、農家経営が成立し、農業経営といふものが、政府のいづく／＼な農業政策の裏づけによつて確保されませんと、役に立たないことにならうと思つております。そこで最近の政府の行つておりますところ、部分的にはなるほど当該農民の利益を守り、農業生産力を増強するに必要な法的措置や算的措置が講ぜられておりますけれども、全般を通して私どもが見ます場合に、たとえば肥料の対策において、あるいはまた畜産家の創設の場合に総合的な家畜用飼料導入対策等を立てなかつたり、あるいはまた大量のバターを輸入したり、そういう政策の流れを見てお

りますと、これらのことが結局農家の経済を非常に不安定にし脅かしておるということが明確になつて来ておるのではありません。そこで農林大臣といはします、現在の農業経営を維持育成を、一休どこに置いておるか。たとえて申しますと、わが國の全人口の割合から、農業に携わつております農家人口を推定いたしました、その農業人口に按分して耕作反別を割当てますと、一人当たり大体三反余、あるいは一戸当り七反から八反、もう少し広げますならば大体一町前後といふところではないかと思つております。この一人当りの所得を算定しますと、つまり農業全体の分配所得から割当ててみますと、一人当たり一年間にわずかに四万円の所得しかない。反当りの所得は一万三千円から一万五千円見当である。しかるに都市の勤労大衆特に労働者階級の所得を調べてみますと、朝鮮動乱後の所得は一万円以上になつております。昨年十二月の所得は一万六千円からなる収入を一万円ということにしますと、年

收十二万円でありまして、そうすると農業従事者の一人当りの所得が四万円といふことになりまして、都市の勤労者の所得の三分の一しかございませ

農制に立てかえるためには、一つは農産物価格、一つは農地に対する生産力を向上させる積極的な国家投資、最後には農家負担の軽減といふ問題もございまして、そういう線が積極的に行立てられなければ、中堅農家の創設といひましても、それはお題目に終つてしまふのではないかと、私は考へておりますが、そういう点について、幸い政府は食糧自給五箇年計画なるものを立てて、積極的な自給態勢を確立しようとして努力されております。この國策の線に沿つて、わが國農家の成り立たない過小農制を一体どう打破しようとするか、この基本的な問題について、農林大臣としての御所見を伺つておきたいと思ひます。

○廣川閣僚大臣 農政の専門家である井上委員からの御質問で、現在の農政の中核をおつきになつておられるのであります。この法律のみでなく、その他の対策を考へなければ自作農をはんとくに創設することはできないし、また農家経済も全般を通じてやらなければ確立ができません、こういうことであります。特に御指摘になりました肥料対策あるいは畜産家創設に対しての対策、あるいはバターの輸入についてのお話であります。肥料は現在非常に値が安定して、だん／＼下つて参りますので、農村にとつては非常にいい結果になつております。これは政府の施策がいいからこういふふうになつておるやうな次第であります。

それから畜産家創設に対して、何か片ちんばではないかといふことではあります。政府の足りないところは本

委員会等がこれを補つてくれるように昨日もおやりになつたやうであります。また私たちがいたしましては、有畜農家創設等の第一といたしまして、この追加予算をやる機会がありまして、サイロをせびつくるようにこれを奨励し、また融資等も考へ、奨励金等も考へておるやうなわけでありまして、これに付随して堆肥盤、堆肥舎等も十分考へて行きたいと思つておるやうなわけでありまして、

バターの輸入につきましては、これはポンドが余つておるから、特に日本人の栄養改善というやうな意味から入れたのでありまして、決して酪農家を圧迫するといふやうな意味で入れておるのではないのであります。ただ、いづまでも酪農製品が高い価格で市場に出るといふことは考へなければなりません。しかも最下部末端の農家で売る価格といふものは非常に安いのであります。中間経費が非常に高いといふことに着目してもらいたいと思つてあります。末端の農家では一合大体四円五十銭程度で売つておられますが、都會では十五円になつておるのであります。その間に中間マージンが十円あるといふことは、少し考へなければならぬ。そういう意味でこれが乳製品を扱つておる方々に対して刺激になつたことは事実であります。しかし入つた品物は学校の給食等にまわすなり何なりして、直接現在の市場を圧迫しないやうにして、刺激のみでやりたいと考へておるやうな次第であります。

それから、農業経済の目的を一体どこに置くのだといふ詳しく数字をあげてのお話であります。實際現在の都市における勤労者収入と、農村におけ

る農家収入とは非常に隔たりがあることは、私も承知いたしております。しかし、私どもも御指摘の一人当り三反平均というのには、農家の兼業者も入れてのお話であらうと思っております。その間に多少の数字は違つておるのじやないかと考えますが、この均衡を保つようにはしなければならぬのであります。そのために、私たちはあなた方が政府を持つておられた当時よりも、米は上げておるようなわけでありまして、また今度通りました麦の統制緩和の法律に盛られておるように、麦の価格については、農家の意向を十分入れてきめるようにおつくりを願つたので、こういう点からして農産物の価格がよくつて参ると思つております。統制が緩和されてからの一般市場を見ますと、非常によい動きをいたしておるようであります。

また国家資本を投資しなければならぬじやないかというお話であります。これもまたつたその通りであります。私どもは、国家資本をまつ先に入れ得るようになつて努力をいたしておるのであります。昨年末の本年度予算編成に当りまして、この意向を入れてやつたようなわけでありまして、求年度の予算編成におきましては、そろそろ予算編成の時期にもなりますので、私たちは、国家資本を農業に十分投資するようになつて参りたいと思つております。

なおまた農家負担を軽減しなければならぬのじやないかというお話であります。これもまたつたその通りであります。税制の改正のたにわれわれはこれを主張いたしておるのであります。三、四年前の税金と現在の税金を比べてみると、格段の差があると私は信じておるのであります。また過小に転落するのを防ぐために、相続税についても今度またこれをかえたような次第であります。そういうつたような一連の政策をやつて参ると同時に、また新たにこの間から総理を中心として、試案ではあります。食糧増産の五箇年計画を立てて参つておるのであります。これを實際に予算の裏づけをするなり、あるいはまたこれを立法化したしまして、真に農家の中核体となる農家を育成し、そして農家の経済安定をはかるように努力いたしたいと思つた次第であります。

金に比べて、格段の差があると私は信じておるのであります。また過小に転落するのを防ぐために、相続税についても今度またこれをかえたような次第であります。そういうつたような一連の政策をやつて参ると同時に、また新たにこの間から総理を中心として、試案ではあります。食糧増産の五箇年計画を立てて参つておるのであります。これを實際に予算の裏づけをするなり、あるいはまたこれを立法化したしまして、真に農家の中核体となる農家を育成し、そして農家の経済安定をはかるように努力いたしたいと思つた次第であります。

○井上(良)委員 ただいま総合的な御答弁をいただきましたけれども、問題は中核自作農を創設育成して行くという事は、現在の農業収入によつては實際できないことにはせぬか。現に中核自作農としておる者も、次第に農業経営が困難になつて、美田を売らなければならぬことになつてしまふ。今一人当りの所得について申し上げましたが、これをかりに反当収入で押えて見まして、一反の平均収入が一万三千円、これを都市の勤労者の十二万円の収入をあげる場合どのくらいに経営面積が必要であるかという、現在の農業による場合は九反歩を必要として参ります。そこでその耕地に対して、土地改良なりあるいはまた科学技術を普及しまして、生産費を引下げ、生産力を高めるといふ手を打ちまして、かゝるに二万円の収入になつたといふと、これが六反歩に下ります。二万四千円になると五反歩になる。政府がねらつておられます三反歩以上といふことになると、四万円の収入を上げなければならぬことになりまして、そういうことから想像いたしましたときに、反当収量を上げるには、土地の合理的経営を積極的に推し進めることがいかに必要であるか。狭い土地を高度に利用することの必要性がここに出て参つておられます。そういう点から、一つは農作物の価格対策と、一つは土地の生産力に必要な国家投資の問題、もう一つは金融制度の問題、この三つが一番大きな問題になつて来ると思つて、価格政策の問題について、今大臣は非常に米価を上げたような、また農作物価格を非常に上げたような御答弁をされて得々としておりますが、現在都市の工業製品の価格と農産物価格とを比べて見ると、一体どういふ状態にあるかという事は、私が説明するまでもありません。また、日本の国内産の米麦価格と、国際価格とを比較しました場合、これがどれだけ開いておるかという事も、大臣は御存じであります。現実に都市の工業製品価格と農産物価格とを比較し、かつまた国際価格と国内価格を比較した場合、そこに非常に開きが出ておるという事は、現実には認めなければならぬ事態になつて来ておるわけですね。これをさや寄せいたしまして、価値のあるものは価値のあるものとして買入政策をおとりになつておりますならば、私は今の御答弁に満足をしたしませんが、私は今の御答弁に国内産米の価格は、御存じの通り、昨年度は七千三百円、これはこれがたかだか七千五百円から八千円まで行つたらしいへんだらうと思つております。そうすると、国際価格は一万円を越しておるのです。もちろん、これは一方は玄米でございまして、一方は中身の

計算でございまして、そういうことか多量少に問題にはございましてけれども、この国際価格との大きな開きを、現実に政府は国内の物価政策によつて、都市の工業の資本蓄積をせんがために低米価政策といわれるものをとつておるわけですね。そこでこの価格を、私は、外国米に比べて国内産の米がそれだけ値打がない。国民がそれだけ値打のあるものとして買入てくれぬものを、無理に高く買入とは申しません。現実に国内産米が、国際的な各国の米に比べて、品質において実際上すぐれておるにもかかわらず、農民は安く売らなければならぬ、ここに非常に割切れない問題がある。この問題は何とかして解決してやらなければならぬ問題でございまして、そういう矛盾を大臣はどうお考えになつておるか。少くとも本年産米に対しては、また産米に対しては、現実にそれだけの値打のあるものを、値打のある価格で買入とするかどうか。その場合財政的な負担にたえぬ。いわゆる国内物価をつり上げ、財政を膨脹するということから考へなつて、依然として従来のバリタイ指数で、多少上まわる計算方法でお茶を濁して行こうというのか。この点を少くともはつきりする必要があると思つております。

それからいふ一つ、国家投資にいたしまして、現実に五箇年計画なるものを天下に公表して、年間増産計画を立てられて、増産計画に基づく土地改良なり、その他の増産対策を推し進める予算が、年度別にちやんと定められておるはずですね。われわれの得ました資料によりまして、現に本年度に割当てられております予算が、本年予算に組みました分の二百十五億、その他を多少これに勘案しましても、現実にまだ全体の六〇%前後しか予算には組まれておりません。あと四〇%を、本年割当の増産計画を遂行するに必要な諸経費として、政府は予算に組み込む必要が起つております。すなわち四〇%残つております。これを土地改良その他増産対策として、来るべき次の国会に補正予算としてお出しになる用意がございまして、これがあつたならば、あなた方の御説明に大体合ふことになりまして、その点をひとつ明らかにしたい。

第三番目は、農地の金融の問題でございまして。御存じの通り、現に農民は自己の財産として当然値打のある財産を、政府の農地統制によりまして、価格が公定されていらないといふか、あるいは価格がかりに暫定価格でありまして、この取引は全然許されてない。つまり封鎖にあつておる形になつておるわけでありまして、それを農業委員会のいろいろな運動によりまして、御決定によりまして、土地の売買が現実に行われておることは、数字の示すところでありまして、一定の値打のあるものを、値打のないものとして、あるいはまたこの土地が売買が許されてないといふことから、土地を担保にして金融を受けることができない現状にあるわけでありまして、そういう政府の土地に対する政策を遂行するといふことから受ける耕作農民側の経済的な負担は、非常なるものであることは現実でございまして、そこでこの際土地に一定の政府保障価格を公定いたしまして、それに伴つて政府補償の金融制度をこの際新しくすることによつて

て、相当農家経済の安定をはかることができませんか、そういう線から、この際、土地担保による金融制度というものを新しく考へる必要が現実についておる事をお考へになつて、そういう対策をお考へにならぬかどうか、この三点について明確な答えをいただきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 非常に専門的な御質問で、はたして満足にお答えできるかどうかわかりませんが、農家経済が非常に苦しいので、美田を売却しなければならぬようになる。これに對しては、三点の対策があるんじゃないか、こういうお話であります。第一は、価格の問題、技術の問題、こう列挙されておられますが、技術の改良もろん重大であります。技術の改良等については、非常に意を配つておるようなわけであります。また価格の点については、國際価格と、ことさらにわけて下げておるのじやないかということでありまして、これも一時に國際價格に持つて行きますと、消費者の方の問題があらまします。それをにらみ合せてやらなければならぬので、これは順次國際價格に合せて行きます、無理に押えておくというやうなことをよしして行きたい、こう思つております。いつも價格決定の際に問題になるのであります。生産費を基礎とした價格でやつたらいいじやないかということが問題になりまして、実際にやつてみると、この生産費は、各地々々千差万様であります、なか／＼適當な價格をつかむのに骨が折れますので、現在はパリテイ計算でやつておるやうなわけであり

ます。しかし、これは順次國際價格に寄せて行きたいと思つてゐるのではありません。また國家投資の問題であります。今までのい／＼な計画を立てて年度別に割つてゐるが、大体それが実現しないじやないかというお話であります。これもそのとき／＼の國の全般的財政に支配されて思ふやうに参りませんが、なるべく計画に沿つて行くやうにして行きたいと思ふのであります。本年度の予算は計画よりずつと下まつてゐるが、足りないところを来る議會に追加予算として要求する用意があるかということでありまして、私たちがとしては、これは次の國會に予算を出す準備をいたしてゐるやうなわけでありまして。

また次は農村金融制度の問題であります。農村金融は現在い／＼な制約がありまして、なか／＼思ふやうに参りませんが、農地の担保金融に匹敵するやうな方法を非常にや／＼こい方法ではあります。國が買つてまたこれを長期に売り渡すというやうな方法を現在やつております。ごく最近私たちは案を具して、低利長期な金を農地を担保として金融できて、しかも地方銀行がそれに追隨できるやうな方法を現在検討いたしてゐるやうなわけでありまして。

○井上農務委員 こまかい点は事務當局から伺うことにいたしますが、今まで申し上げました農地法のねらいであります。中堅自作農の創設を目的にした營農制を確立して行こうということになつて来ますと、單に政府の方から、また中央からい／＼な法律や予算や政策等を現美の農村におろす場合、また現実に農家の経営がいろ

いろな諸條件に災ひされて、なか／＼思ふやうな生産費を引下げて、生産力を高めて行くというやうな経営ができないう問題、そういう問題を解決して行く一つの組織をいたしまして、先般農業協同組合に法的基礎を持たせ、あるいはまた農業技術改良の面に關係する法案をつくり、い／＼やつておりますけれども、今日農業団体の經濟的活動や、また政治的な農政面の運動というものが非常に力強く、現実の組合経営が困難な実情から、農民全体の大きな農政への要求というものが、非常に中央への反映が活発でない現状から、最近聞くところによると、地方の農業団体に關係しておりますメンバーや、これに農林次官、農政局長

といふものが参加をいたしました。農民の政治的な要望を代表して、中央の農政の確立への道を開くとともに、一方各市町村のすみ／＼に至る農業指導の中央の機關をつくらうというやうな、新しい農政団体といふものが、農業団体といふものが、そういうものが、かつて戦争前にありました帝國農會、あるいは産業組合中央會といふやうなもの、最近ちらほらと相談がされてゐるやうに承つておりますが、これについて農林大臣は一体どう御所見をお持ちになつており、現にあなただの部下である農林次官、農政局長が、こ

ういふ団体の結成に對して相談にあつておるやうに聞いておる。またそういう會合にも出席してありますが、そういうことについてどういふ報告を聴取しておりますか。これはわが國の將來の農政をきめて行く上に、特に土地解放後の自作農を中心とした農政を進めて行く上に、非常に重大な問題にな

つて来ますので、この点に對して大臣の御所見を伺つておきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 國の予算がよく流れるやうにするのには、地方の各団体との協力が大事じやないかというお話であります。それはまつたくお説の通りであります。國民の大事な血税をわれわれが使うのでありますから、末端にまで予算が有効に使われることを望まなければならぬのであります。しかもまた有効に使うためには、農村の各種の團體の御努力を願わなければならぬことは論をまたないであります。そこで今御質問の要點は、農業団体が非常にありますが、この團體の機構等について何か動きがあるのじやないかというお話であります。これは私たちがまだ新聞で承知いたしておる程度でございますが、い／＼團體の人たちがお集りになつて、農民の真に欲する機構をつくらうかといふやうな動きはあるやうに聞いております。また新聞等によりますと、すでに各社とも論議に取上げて、これを議題としたしておるやうであります。ここで私たちは、省の方針として考へておることは、この團體の統合、あるいは団体機構の改組等は、農林省が事務的に上から押しつけるやうなことであつてはならない、農民各位の團體の中から真に要望があつて、それをわれ／＼が立法するなり、あるいはそれを助長するなりすることが大事だといふ方針を確立してあります。また次官、農政局長等がそういう團體に行つて出席してゐるといふお話であります。これは何か農林省の方の解釈なり、あるいはまたその他の技術なり、

そういうたやうなことをお聞きください

るので、出席いたしておると私は考へております。

○井上農務委員 そうすると大臣は、現在の各種農業団体のほかに、新しい農政を担当するといふか、農政を推進する民主的な、農民を基盤にした統一した農業団体の結成の必要をお認めでございますか。それからもしそういう團體が必要であるとしますならば、今のやうな中央の、たとえば有力メンバーによつて、ほとんど全國の農民は何ら直接利害關係のない人々によつてといひますか、団体は代表してあります。そういう天くだりのな上で相談をして、そこで一つの母体をここに持つて、それを各市町村におろして行くといふやうな、かつての帝國農會的な農業団体の結成の方向を一体どう考へてありますか、この二つの点について明確にしておいていただきたいと思ひます。

○廣川國務大臣 今御指摘のやうな團體を必要と必要でないかといふことは、私は先ほども申し上げた通り、實に農民自身が必要であつた場合には、われ／＼はそれを認めて行く、こ

う方針であります。

それからまた上から押しつけるやうな團體ではないかといふやうなことは、その通りでありまして、決して私たちは今さら上から押しつけるやうな、そういう團體をつくらうといふやうな考へはございません。あくまで農民の自主的な意欲によつて盛り上げる團體を助長して行きたい、こう考へております。

○井上農務委員 これは非常に大事な問題でございますから、私率直に申し

上げますが、御存じの通り麦の統制を

廃止いたしました、統制は米だけに
つていのであります。そこで先般来
の農林大臣の御所見を承つておきま
す、今年の産米は統制をする、つまり
供出、配給の統制をやつて行くわけ
ですが、麦がはずれした後において、
はたして政府は、本年の産米の收穫
が、災害その他で減収にならずに平
作以上の收穫があつたとして、例年
のいゆる供出割当といふことが、た
えば六千二、三百万石とれた場合、
大体割当は二千八百万石前後であ
りますが、大体それだけの割当をしな
ければ国内の需給が困難になると考
へますので、二千八百万石前後の割
当がなされるであろうといふことを、
われわれは想定をしておりますが、
この二千八百万石の供出が確保され
ないような場合は、これは非常な大
事な問題になつて来ると思ひます。
これに対する対策は、それからい
いかん。それからいふ一つは、今年
の産米に対して政府は最初八百万石
を見当に買ひ上げるといふことであ
りますが、八百万石買ひ上げる自信
があるやいなや、この買ひ上げがし
て行かぬ場合には、結局それを補填
する外麦の輸入ということになつて
来るから、そこで私は、国内の産
米の問題になつて来ると思ひます。
また、定通りの集荷ができるかどうか。
また、麦をはずした後の、本年の米
の割当は二千八百万石を大体平年作
の場合とするかどうかが、またその
集荷については自信があるかどうか、
これは今後の端緒を控えて、食糧策
として非常に重要でありますので、
この点特にこの際承つておきたい
と思ひます。

○廣川國務大臣 麦の統制を緩和した
あとにおける米の問題でございま
す、これは今までの慣例からも、また
経験から申しまして、大体普通に参
りますれば、六千二、三百万石とれた
場合におきましては、二千八百万石
程度のものが、農民の心からなる
協力する気持で集荷できると思ひ
ます。またこれを安易に考えずに、
私たちが今考えているように報奨
制度なり、あるいはまたその他の方
法をもつて、農民の供出意欲をそ
がなないように方策も考へて行か
なければならぬと思つております。
それから麦の統制をはずして八
百万石買ひ上げる自信があるかど
うかといふお話であります、これは
仮定の問題でまだわかりませんが、
實際麦価も十六日にきめたいと思
つてゐるやうなわけであつて、ま
だわかりませんが、現在の情勢から
行けば、相當數量が買ひ上げるの
ではないかと思つてゐるやうです。
しかもまた現在市場に流れてい
る麦は、大体今までの古い物を農
家が持つておつたものが対象にな
つてゐるやうであります、これも
非常にスムーズに流れてゐるやう
なわけであつて、決して消費者に
迷惑はかからないと思つておきま
す。

○井上(具)委員 もう一点で終りま
す。これはごく簡単にございませ
ん、事務當局からでもつけようで
ございませぬ。この第八十條の規
定では、農林大臣が開墾不適地と
認め、買ひ上げた開墾地をその買
収前の所有者に売却すとしてあり
ますが、これを所有者に売却する
と考へたといふ考へ方は一応妥
当な考へたといふ考へ方では、
農林大臣として不適当と認める
のは農林大臣が認めるので、そこ
に問題がある。その場合それが適
当であるか、適當でないかといふ
ことを、民主的な機関において
はつきり検討が加えられ、ひ
つとこれは不適当であるから、
ひつとこれは旧所有者に返してや
らうといふやり方をとるなら妥
當といふ、それを農林大臣の認定
において適當、不適當といふこと
をきめ、もしこれが勢力あるもの
がいろいろ政治的策動をいたしま
して、不適當と認め、大臣の認定
になつてゐるから、ただちに不
適當と決定される危険が起ります。
そういうことではなしに、何ゆ
えに民主的な開拓審議會である
とか、あるいは農地委員会等の機
関を経て適地、不適地をきめる
やうな処置をとらなかつたか、
この一点だけを伺つておきたい
と思ひます。

○廣川國務大臣 開墾地として適
當であるとして買ひ入れたものが
不幸にして不適地であつた場合に
、これを旧所有者に拂ひ戻すとい
ふことについて、不適、不適をき
めるのには何かその問題がある
のではないかと、こういうお尋ね
であります。これは農林省の中に
それ相當の權威者が集つて規格
はきめてありますから、これによ
つてやりますし、なおまたその
地方の方々によくそこに相談し
てやりたと思ひます。權威ある
方が農林省でありますので、ど
んな権力にも屈しませんで、公
平妥當にやる考へであります。

○松浦委員 竹村君。
○竹村委員 まず大臣に伺いた
いと思ひます。
農地改革を遂行いたします場合
におきましては、各國の歴史を見
ても、少くともその國の民族が
この改革によつて發展の方向を
とるか、あるいはそうでない方向
をとるか、あつた路に立つわけ
であります、農地法といふこの
法案を見て参りますと、日本が
敗戦によつて農地改革を連合軍
の命令によつてやつて行つた。
その農地改革自身が最も徹底し
たものでありますけれども、それ
を單に強制的に押し合はし、し
かもそれだけではなしに、少く
とも農村の民主化の傾向を推
進するのではないといふ印象を
興えるがごとき改革案になつて
おると、私は思ふのであります。
まず第一に、この間も當局に質
問したので、第一條において、少
くとも旧法に農地における民主
化の傾向を促進するといふ條項
があつたのを削つておる。この
ことは簡単に申しますと、農地
法の性質をはつきり出してゐる
と思ふ。少くともこの農地改革
をやることによつて、ほんとう
に民族を發展せしめるがごと
き徹底的な改革をしないとい
ふことだけは、はつきりしてい
るやうなものであります、その
結果として、少くとも従来の農
地改革の條文をつづり合すとい
うのではなく、また日本本の農
業をどういう方向に持つて行
くとか、そのためには農地改革
はどういう形で行ななければなら
ないかを考へず、政府の政策は
そういう進歩の方向ではなく、
いゆる逆転の方向に向いてゐ
るわけであり、農林大臣は従来
行われた農地改革そのものから
逆転さすといふ考へておられる
のか、もう少しこれを一歩前進
さすといふ考へ方ではないのか、
その点をまず承つておきたい。

○廣川國務大臣 農地改革の問題を各
國の歴史から見れば、民族が發展
する場合もあるし、發展しない
場合もあるといふお話でありま
すが、少くとも今度の農地改革
においては、わが民族が發展
すると思はれておるのでありま
す。この法案は單に命令や何か
をつづり合した間に合せたもの
ではないかといふお話であります
が、これも私はあつたのお話で
あります。ただ農村の民主化を
はかるという大目的を、最初に
掲げてあるのを削つてあるでは
ないか、こういうことではあり
ますが、しかしこの民主化とい
ふことは各條項々に全部表れて
おります。これは常識であります
ので、この際これを掲げなくとも
よいといふことで、條文の中に
十分これは盛り込んであります。
それから一體進歩の方向をと
るか、逆転するの方向かとい
ふお話であります、私は決して
農地改革をしない前に逆転し
ようなどとは考へていないので
あります。單にこの法案のみ
ならず、農政全般についてあ
くまで農地改革の有終の美を
なさしめるやうに、予算なり
その他の政策において、各省
とも諮りまして進歩して行く
やうにやつておるわけであり
ます。

○竹村委員 それではお尋ねいた
しませんが、この農地改革によ
つて土地改革なるものが決し
て逆転しない、あまり進展す
ると考へておられぬやうであ
りますが、しかしこの問題で
、農地改革だけでなく農政一
般についても改革を加へて行
くといふことまで論議してお
ると、時間がかりますので省
きますが、私の伺いたいの
は、井上君も

つしやいましたが、兼業農家の問題であります。それに對して、今度は自作農家を目標にしておるのだからということ、北海道では二町歩、内地では三反歩以下の農家は新たに土地を獲得するというのが封じられております。そのことを私はとやかくは申しません。それはまた別に聞きますが、そこで、こういう農家に對して、政府は一体どういふような形において農業の發展の方法を策するとしておるのか。少くとも土地を新たに與えなかつたならば、この人たちは農業においての自活ができ得ない方向をとるであらう。これは兼業農家であるとあなたの方ではおつしやるわけですが、そこで兼業農家をしなければならぬ現在の農村における経済的、社会的な状態において、これを打破する方向を指示しなくとも、一べんに新しい農地法によつて農家が發展する方向、土地を取得する方法をとめて行くということになります。これは大きな問題であります。従つて、これをどういふように考えられるならば、そういう人々を別な形において、少くとも農家では發展する方法がないのだから、商人として行くのか、あるいは給料取りとして行くのか、あるいは別な農村工業を考えてやつて行くのか、これが一つの大きな問題であります。

それからもう一つは、この法案で見て来ますと、これは事務当局にいろいろ聞きましたが、開墾なんかでも遅々として、あまり大きな計画をしておられないわけでありませう。そうなりますと、大臣が常に国内食糧自給態勢確立ということをおっしゃるけれども、実際の開墾やその他は、事務的な点で質問いたしましたとしても、一年に十萬町歩しか開墾の予定を持っておられない。こういうことになりまますと、あなたが常に言つておられる日本の国内食糧自給の態勢はくずれて来る。もちろん五箇年計画ではいろいろ考へておられますけれども、これは実施する段になつてはほんのわずかのものしかやられないとなつて、私はそこに矛盾があるのではないかと、しかもこの農地改革は、少くとも逆転しないとおつしやいますけれども、事實上逆転して行つておる。こういうことを危惧いたしますので、この点を明らかにしていただきます。

先ほど申しましたように、第一点は、土地を取得でき得ないようになつておる。北海道などは二町以下の農家、これを一体どうして行くのか。内地においては三反歩以下の農家、これをどうして行くか。これは單に兼業だからでございませうというだけでは、納得いたしません。こういう農家は少くとも日本の農業における政治的、経済的な諸事情によつて存在しておるのであります。これをそのままほうつておくことはできませんので、これを一つ、しかも開墾の問題については徹底的に数量しか計画されておらないが、これに對してどうせられておるか。

○廣川國務大臣 いわゆる三反百姓の問題であります。この三反百姓にもいろいろ種類がございまして、千差万別でございませう。第一、漁村における兼業農家などもこの一つにならうと思ふのであります。また鉄道沿線における鉄道従業員の兼業しておるようなものもこれに入ると思ひます。また山村における、山林をたくさん持つておつて、少い耕地しかないというのもの、この一例になると思ふのであります。その三反百姓ができておるのについてはいろ／＼過去の例があり、また環境に支配されると思ふのであります。こういうものに対して政府はどうするかということでありませう。そういう方々に對しましては、いろいろ方法はあると思ひますが、土地の高度の利用をはかるように技術を伝授するなり、あるいは品種の改良等によりまして、この収益を高く上げるようにして行きたいと思ひます。また農村工業等も興して行つて、吸収できるような方法も考えなければならぬと私は思ひますが、これについては、十分意を用いて、今後対策を立てたいと思つております。

それからまたから念仏ばかり言つて、開墾や何かさつぱり進まないじやないか、こういうお話であります。が、私たちといつては、予算の許す範囲内において十分努力をいたしておるのであります。開墾、干拓、牧野の開墾、いろいろな点を十分考へてやつておるやうなわけでありませう。また開墾可能な地が七十町歩もありません。そので、これを高度に開墾して行きたい。そして私たちは、十年計画の中で、第一次計画として五箇年計画の試案を現在具体化しようと思ひつておるやうなわけでありませう。

○竹村委員 七十町歩を十箇年で開拓する、こうおつしやることに問題があると思ふ。開墾可能な地といふものは、農林当局の見たとおつて少くとも七百萬町歩もある。その一割にすぎないものを十年もかかつて開拓しても、日本の食糧自給には大したことになりませんよ。そういう議論はまあおきませんが、私はそういう点は、食糧自給政策の根本とは違つておるのではないかと考へておる。しかもこの農地改革によつて一番決定的な問題は、山林、牧野に對する開放といふものをどういふ予定のもとに置いて、最も大々的な開墾予定地といふものを、少くとも無償で拂ひ下げて、これを開墾するといふやうな点が抜けておることでありませう。

もう一つ、私はふに落ちないのは、農地改革の前の條文をつづり合したのと同じではないかと思ふ。いや、そうではないと言ひますけれども、事實はそういうことを、事ほどさうに証明してゐる箇所がいろいろある。というのは、たとへばここでもいふやうな地主の小作地保有といふものを認めておる。これはさつと表に出ておりますが、こういう問題も実は根本的に解決する事態に來てゐるのではないかと。一人の持分は各府県別に違つて残すやうになつておりましたけれども、残しておることといふことは、農地改革のいろいろな條文を適用しておるやうでは、土地集約、つまり地主制度へ持つて行く基礎を置くものではないか。少くとも徹底した農地改革をやるならば、一人に對して七反とか、一町歩とかいふやうなものを残さなければならぬといふところに大きな問題がある。そこは私はどうも納得できない。

もう一つ、私は申し上げたいのは、農地法案がここにかかつておるわけでありませうが、その前にすでに農地課長名で、四月の三日付で買収漏れの農地及び牧野などに関するいろ／＼な通牒が出ておるわけでありませう。買収漏れの農地及び牧野の買収期日は、講和発効の日——今のところ四月中の見込み——以前に定められたことはもちろん、買収令書の交付後、発効以前に完了するといふやうなことを、農地局長名で四月の三日付で出されておる。これに關しまして、全国の農林委員会で新たな買収などを中止して、あるいはまた従来の価格の問題、対価の問題で、これは元の通りにもらえるかもしれないので、各地で農林委員会の仕事はほとんど停止しておるやうなかつたやうになつておる。それと同時に、元の地主からの土地取上げが各地に續発しておる。こういうことは、この法案の第一條の初めに申しましたが、もうすでにこれが出されたために道コープをたどつてゐる。こういう点は、そういうやうなことを起して、進歩的な方向だといふことは言へないと思ひますが、この点について一体大臣はどういふやうに考へておられるか。こんな通牒は、大臣がみづから指揮してお出したことによつて起つたところの影響は実に甚大であつて、現にそういう糾紛が起つてゐる。これに對してどういふやうに考へられるか、この点をひとつ伺つておきたい。

○平川政府委員 ただいまの通牒の問題については私からお答え申し上げます。これは講和條約発効の時期でもありますし、新しい法案をわれ／＼が提出する準備を整へてゐる際でもありますので、従来いふやうな買収漏れの地帯につきましては、急速に買収を終了するやうにする、いづれにしても二十年十一月の状態において買収すべきものであつたといふ土地が対象であるわけでありませうから、そういうものをいっ

までもその状態のまま放置しておくのはよろしくない、すみやかに買収を終了するようにという意味の通牒でありまして、その通牒が誤解を生じまして、あたかもこの四月からは買収は一切行わない、また逆転して従来の地主に返してもらえるというような極端な誤解までも生じた向きもあるようであります。これはまったくの誤解でありまして、そういう趣旨は一つも通牒に書いてないのであります。ただ三月一

ばいに古い買収すべき候補地については買収することを完了するようにという趣旨を強く表明いたしましたのが、誤解を生じたようでありますので、この点については、なおこれに該当する土地については買収してさしつかえないのだからということ、先般全国の農地課長を集めました際に、そういう趣旨をよく徹底しておきました。なお通牒をもつてそういう誤解のないようにということをはつきり申したいと考えております。

○竹村委員 大臣に対する質疑はこれで終ります。そのかわりに委員長に申し上げておきますが、局長にもう二、三質問したい点がありますから、これだけは保留いたします。

○松浦委員長 了承いたしました。

○大森委員 関連して。大きな問題と申すので、大臣に御答弁願いたい。今竹村君から、地主が何反歩か持つてい

私どもは考えております。それはどういうことであるかという、七反歩から七反歩を保有しておつても、耕作権がないためにこれをやれないことになつてゐる。同じ農村に住んでおるのであるから、その部落におつてお前は昔

かぬ、同じ農民でありながらお前は昔地主であつたから明日から百姓をしてはいかぬということは、毛頭あり得ないと思ふ。昔の時代はどうかという

うと、年貢米を取上げて生活をしておつたが、年貢米というものがなくなつてしまつた今日においては、何らかをつくらせて生活をさせなければならぬ

ということは平等の責任であつて、地主なるがゆえにそうした差別待遇を受けなければならぬということとは毛頭ないと思ふ。それなのに今の共産党の人

は、地主にはもう食わずなというよう

すがゆえに、何とか今度の農地法の改

革によつて、これを生かす方法を農林

大臣はお考えになりますかどうか、こ

れをお尋ねいたします。

○大森委員 私は農林大臣の答弁に對

歩持つておるけれども、これを自分が

耕作させておつたから、その耕作権は

小作に移つておる。だからお前は持つ

ことはできるが、しかしお前はつくつ

てはならないぞという法律になつてお

れましたし、また大臣は病を冒して御

出席になつたという御精勵ぶりに敬意を

表しまして、私の質疑はきわめて簡單

な数点にとどめたいと思ひます。

第一番は、同僚議員からも述べられ

く今まで推進されて来たところの農村の民主化を、ここで逆転させるような行き方というものは、私は今までの尊厳に犠牲者に対して申し訳ないと思ひます。そういう意味において、この第一條に民主的な傾向の促進をはかるという字句を採録したことは、私は最近流行語となつておりますところの民主的な道コースであるというように考えまして、大臣に一考を煩わしたいと思つたのであります。それでは民主化の方向の問題は別といたしまして、もう一つの問題であるところの農業生産力の増強に今度は重点を置くんだとおつしやるならば、私は昭和二十七年の予算を眺んでいただきたいと思います。

どうしてその辞表をお受取りになつたか、私ははなはだ理解に苦しむのでございませう。このようないろ／＼の問題を取上げて判断をいたしますと、本法案は農村の民主化を推進しているという問題に対して、非常に熱意を欠くものであり、もう一つの目的である農業生産力の増強の問題についても、私は熱意の足らざるものを感じてゐるのでございませうが、この点について農林大臣は御確信がありますか、どうか、承つておきたいと思ひます。

す。それから野原君の問題であります。野原君は病氣で退職なされたもので、(うそを言うな、びん／＼して)「さう呼ぶ者あり」人の生理状態まで立ち入る権利を持ちませんから、そのまゝ受理したわけでありませう。

は、民主化の後退をはなはだ遺憾に思ふということ、お尋ねをしたわけでございます。私がさういふ心配をする一つの原因として、この法案の内容を検討いたしますと、各所に散見することでありませうが、たとえば法案の第四條、二十條、八十條等に散見する大臣とか都道府県知事とかいふような行政長官等の許可によつて物事が進められるような形になつております。農村の村づくりの中心をなしております農業委員会の制度をせつかく設けながら、これを活用するといふことについてのお考えがほとんどないといふことは、大臣の言われる農村の民主化について、内容を見ていただければよくわかつてもらえるといふことは、全然矛盾しているように考えるのでございませうが、この点についてどういふようにお考えでございませうか。

は、ごらんの通り、手に血豆をつくりまして、土曜日の夜行で家に帰る、日曜の夜行で上京して百姓をやつてゐるのであります。反当收量十一俵以上をあげております。廣川農林大臣は雞を何千羽か飼ひださうであります。しかし私は三反百姓であつても、その生産力においては日本の最高水準を確保しているつもりでございませう。こゝういふ少い反別を片手間に耕すから生産が減退するのであるといふお考え方は、私は適當ではないと思つたのであります。むしろこれは地方の實情を熟知しております農業委員の意見を聞いて、この人はほんとうに生産の増強ができる農民であるといふことが認められるならば、土地を確保することができるといふことは一向にさしつかえないと思つたのであります。こゝういふ点についてのお考え方を伺いたいと思ひます。

説明いたしております、たいへんな時間がかかりましたから、これは省略いたします。けれども具体的な二、三の例をもつて見ますならば、農林省の予算の面において、北海道のある部面を除いては、農林予算は決して増強されておられません。それからまた、せんだつて問題になりましたところの農林省の機構の問題等についても、いかに農林省が農林行政に対して後退的な態勢にあるかといふ一つの証左でございませう。あるいは肥料政策の問題について見ましても、通産省に押されて農林省の肥料需給調整法案が葬り去られたといふような問題を考へてみても、また本委員会のホープといわれた野原君が、農林政務次官に就任されて半年もたたないのに、責任を負うと言はれて辞表を出されるや、ほんとうに日本農政に御熱意を傾けられて、病を冒して御出席になられる廣川農相としては、

〇廣川農相 條文から民主化促進の言葉を除いたことは逆行じやないかと、共產党の方が言われたことに御同情のようでありませうが、これは先ほど申し上げた通り、法文の内容を端的にごらんになれば、決して逆行いたしておりませう。まず民主化をやつて参るのであります。御心配はないと思ひます。それから生産力増強のこととありますが、農地の改革によつて生産力増強がさつぱり行かないのじやないかといふことであります。しかしこれはあなたと私はまったく反対であるのであります。生産力増強をさせるためにあらゆる施策を講じているのであります。二十七年予算においては、それ相応にこれを裏づけているはずであります。また機構の問題であります。なるべく機構は簡素にいたしまして、農民を含めた一般の国民に負担をかけないように行きたいといふのが、われ／＼のねらいであります。また肥料の政策等を御指摘であります。農林省の肥料政策がよろしいためにだん／＼値が下つて参るようであります。これは決して農林省が策がないといふことではないのであります。

〇廣川農相 大臣を含めて、官吏も、公吏もまたた農林の忠僕でありまして、これが農村のために働くのは當然であると考えております。

〇廣川農相 廣川大臣のお言葉とも思われませう。はたして日本の農民は、あなたのお言葉のように忠僕と考えているでしょうか。私はさすがの大臣と思つておりましたが、御認識が十分でないように思ひますから、私の認識とどちらが正しいか、ひとつ議會が済んだらつづかに農村をめぐりまして、實情を御検討願ひたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣は農林省の機構を御検討願ひたいと思ひます。もう一つ伺ひたいのは、農村の民主化をはばむ方向にありはしないか、農業生産力の増強の妨げになりはしないかといふ問題の一つとして、三反歩以下のものについては農地を賣ることができないといふ規定でございませう。私は、ごらんの通り、手に血豆をつくりまして、土曜日の夜行で家に帰る、日曜の夜行で上京して百姓をやつてゐるのであります。反当收量十一俵以上をあげております。廣川農林大臣は雞を何千羽か飼ひださうであります。しかし私は三反百姓であつても、その生産力においては日本の最高水準を確保しているつもりでございませう。こゝういふ少い反別を片手間に耕すから生産が減退するのであるといふお考え方は、私は適當ではないと思つたのであります。むしろこれは地方の實情を熟知しております農業委員の意見を聞いて、この人はほんとうに生産の増強ができる農民であるといふことが認められるならば、土地を確保することができるといふことは一向にさしつかえないと思つたのであります。こゝういふ点についてのお考え方を伺いたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣のお言葉とも思われませう。はたして日本の農民は、あなたのお言葉のように忠僕と考えているでしょうか。私はさすがの大臣と思つておりましたが、御認識が十分でないように思ひますから、私の認識とどちらが正しいか、ひとつ議會が済んだらつづかに農村をめぐりまして、實情を御検討願ひたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣は農林省の機構を御検討願ひたいと思ひます。もう一つ伺ひたいのは、農村の民主化をはばむ方向にありはしないか、農業生産力の増強の妨げになりはしないかといふ問題の一つとして、三反歩以下のものについては農地を賣ることができないといふ規定でございませう。私は、ごらんの通り、手に血豆をつくりまして、土曜日の夜行で家に帰る、日曜の夜行で上京して百姓をやつてゐるのであります。反当收量十一俵以上をあげております。廣川農林大臣は雞を何千羽か飼ひださうであります。しかし私は三反百姓であつても、その生産力においては日本の最高水準を確保しているつもりでございませう。こゝういふ少い反別を片手間に耕すから生産が減退するのであるといふお考え方は、私は適當ではないと思つたのであります。むしろこれは地方の實情を熟知しております農業委員の意見を聞いて、この人はほんとうに生産の増強ができる農民であるといふことが認められるならば、土地を確保することができるといふことは一向にさしつかえないと思つたのであります。こゝういふ点についてのお考え方を伺いたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣のお言葉とも思われませう。はたして日本の農民は、あなたのお言葉のように忠僕と考えているでしょうか。私はさすがの大臣と思つておりましたが、御認識が十分でないように思ひますから、私の認識とどちらが正しいか、ひとつ議會が済んだらつづかに農村をめぐりまして、實情を御検討願ひたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣は農林省の機構を御検討願ひたいと思ひます。もう一つ伺ひたいのは、農村の民主化をはばむ方向にありはしないか、農業生産力の増強の妨げになりはしないかといふ問題の一つとして、三反歩以下のものについては農地を賣ることができないといふ規定でございませう。私は、ごらんの通り、手に血豆をつくりまして、土曜日の夜行で家に帰る、日曜の夜行で上京して百姓をやつてゐるのであります。反当收量十一俵以上をあげております。廣川農林大臣は雞を何千羽か飼ひださうであります。しかし私は三反百姓であつても、その生産力においては日本の最高水準を確保しているつもりでございませう。こゝういふ少い反別を片手間に耕すから生産が減退するのであるといふお考え方は、私は適當ではないと思つたのであります。むしろこれは地方の實情を熟知しております農業委員の意見を聞いて、この人はほんとうに生産の増強ができる農民であるといふことが認められるならば、土地を確保することができるといふことは一向にさしつかえないと思つたのであります。こゝういふ点についてのお考え方を伺いたいと思ひます。

〇廣川農相 廣川大臣は農林省の機構を御検討願ひたいと思ひます。もう一つ伺ひたいのは、農村の民主化をはばむ方向にありはしないか、農業生産力の増強の妨げになりはしないかといふ問題の一つとして、三反歩以下のものについては農地を賣ることができないといふ規定でございませう。私は、ごらんの通り、手に血豆をつくりまして、土曜日の夜行で家に帰る、日曜の夜行で上京して百姓をやつてゐるのであります。反当收量十一俵以上をあげております。廣川農林大臣は雞を何千羽か飼ひださうであります。しかし私は三反百姓であつても、その生産力においては日本の最高水準を確保しているつもりでございませう。こゝういふ少い反別を片手間に耕すから生産が減退するのであるといふお考え方は、私は適當ではないと思つたのであります。むしろこれは地方の實情を熟知しております農業委員の意見を聞いて、この人はほんとうに生産の増強ができる農民であるといふことが認められるならば、土地を確保することができるといふことは一向にさしつかえないと思つたのであります。こゝういふ点についてのお考え方を伺いたいと思ひます。

に行政的な御配慮があつてしかるべきと考えます。

○吉川委員 大臣は、この前私が伺つたときに、今度はよく勉強しておくとおつしやつたが、一つまだ勉強の足りないのがある。それは、農業資産相続の特例法というものは、均分相続の税金の問題でなくて、均分相続を行きま

次に、私がいつも農地問題について心配になります問題は、日本の新しい憲法でございます。日本の憲法は、均分相続の精神をうたいまいて、そのために民法は均分相続を規定いたしてお

○廣川国務大臣 憲法の均分相続の問題であります。それによつて農地がだん／＼零細化して行くというお話であります。その点をわれ／＼心配いた

大な人口をかかえておるところの状況にありまして、これらの農家の資産の問題は、いよ／＼／＼零細化され

その相続の特例を設けたらどうかというところが問題になつておるのであるが、一体この問題を、どういふふうにお

人口の対策問題を、農村の人口問題を担当しておいでになるところの農林大

先ほども井上委員にお答えしたように、近い将来には、農地担保金融をい

ごさいますか。昨年一年間の統計を見

まただん／＼／＼ふて行く農村人口の対策についてであります。これは千

ごさいます。政府は産めよふやせとい

それから日本の農政の旨点といわれ

思ひます。政府は産めよふやせとい

食べるわけには参りませんが、これを

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

思ひます。政府は産めよふやせとい

食糧を確保して、この配給面、流通

その他の点を十分考えまして、喜んで農民に出していただいて、しかもわれわれが考えておるように多く出て来ることを期待いたし、決して強制的にわれわれは圧迫してやるといふような考えはないのでありまして、今麦がはずれて喜んで商家なりあるいは協同組合に売つておるうちに、政府にも喜んで売つてくれるように、私たちは施策を誤らないで行きたいといふことを考えておる次第であります。

○吉川委員 だいたい大分麦の値が上つて同慶にたえないといふことでございしましたが、私は廣川農林大臣のなるべく多く買つてやろうといふ親切に反しまして、おそらく政府の手元へは麦はやつて来ないような事態が起きて来ると思ひます。麦の値が上ることによつて米の供出を農民は好まなくなりました。そこで政府は手持ちの麦を持ちまぜんから、価格の調節ができなくなつて、米の値はいやが上にも上つて参ります。そこでその米の値段を調節するために、政府はどういう準に出るかといふと、どうしても供出の増強といふことになつて来るわけでありまして、さうすると單作地帯の農民を初めとし、米を供出する農民は、このために非常な打撃をこうむつて、政府の御期待にまつた矛盾するところの結果が生れて、需給の面において混乱を生ずるといふ見通しを私は持つておりますので、大臣とは所見を異にいたします。あるいは見解の相違とおつしやるかもしれませんが、こういう見方をする人間もあるといふことを、ひとつ折々思ひ出されて、対策に誤りなきを御期待申し上げます。

地收用法との関係がどうもはつきりいたしておりません。そこでだいたいま日本に駐留しておるところのアメリカの兵隊さんや、あるいは日本の予備隊の農地接収の問題等が起りました場合に、農地法では一体どういふふうに取り扱われるようになっておりますのか。もし農地法でどうすることもできないとすれば、せつかくの農地改革の成果といふものが維持できないといふ結果になりはしないかといふことを、私は憂慮いたします。ことに長い間あの兵營の跡あるいは演習場の跡、あの非常な寂寥な所において、どうやら一人前の農家になろうといふことで見通しを持つに至つた開拓農民の人々の土地を接収することによつて、もう一ぺんあの人々を奈落のどん底へ陥れるやうな態度を政府がとられるとするならば、このような戦争の犠牲の不公平な措置に対しては、われわれはどうしてものがまがでできないのでございします。さういふ問題に対して大臣はどういうふうにお考えでございしますか、お答えを願つて私の質問を終りたいいたします。

○廣川國務大臣 麦を政府に売らなくなりまして非常に困るのではないかと、商人の方や何か買ひあさりまして政府に売らないのではないかと、さういふことではあります。それは農民のふところが肥えることであり、また流通がよくなることでもありますから、私たちはほんとうに喜んでおるのです。但しこれによつて需給操作が困難になるのではないかとのお話であります。これは足りない食糧を予測いたしましたして外麦を入れて保有いたしましたので、その御懸念はないと私は信じております。また麦の価格が非常に高くなつて、供出意欲が少なくなるのではないかとのお話であります。が、われわれの信じておる農民は、決して米を隠匿いたさないと信じています。またわれわれは民族を守つてくれる農民でありますから、喜んで出しているのだと、さう信じておるようなわけであり

の大事な土地でありますので、一畝一歩でもゆるがせにすることはできないのであります。これをだん／＼擴張して、今後子孫に伝えて行かなければならない大きな責任があらうので、最も大事に取扱ひたいと思つておるわけでありまして。

○吉川委員 大臣のお答えを総じて、私は非常に御熱心なお答えをいただいたのでございしますが、所見を異にする関係か、納得の行かない点もあらうが、もつとつと込んでお尋ねしたい点が多々ございしますけれども、御病氣の大臣をこれ以上煩わすことはこの際遠慮いたしましたして、また適當の機会にお尋ねをいたしたいと思つておるわけでありまして、さういふ例が多々あるから今日までにさうした例が多々あるのであります。自由党の諸君は相當に責任があるものと考へます。同時に委員長は責任ある答弁を聞きたいと思ひます。さうなれば、この審議にあつてはいつともそれを憂慮しなければならぬ。今これをきめてもまた本会議においてきめられるといふやうなことは、何のきめる必要もなくなつて来るので、この点をやはり明確にしておかなければいけないと思ひます。この点を明確にして、委員長の責任ある答弁を承らなければ、今後會議といふものは何を根據にして進めらるべきであるかといふことを申し上げたいのであります。

○松浦委員長 私の見解を率直に申し上げますならば、本會議で審議されましたものでも、本會議にかけ、そこで多数の方からもう一べんこれを審議せよといふ意思表示を受けましたならば、これはやむを得ないことであると私は考へます。但し具体的な審議技術法案につきましては、御承知のよう

措置になりましたので、これはいずれ理事会を開きまして、同法案に対する取扱いは慎重にきめたい、かように私は考えております。

○大森委員 この畜犬法案に対しては、おそく何百名かの多数の人が連署しておつたはずであります。そうすると、その多数というものはどこにその二重の多数があるのか、自由党の方々は大方賛成しておつた、私も賛成した。そうするとそれは多数の者が賛成しておつたということになるのであります。それがどういふわけでありませうか、あなたの言われるように、何か無理をして通した法案であるならば問題でありますけれども、満場一致をもつてここに決定をいたしました案というものは、自由党が多数を持つてゐるその多数の委員会においてきめたものを——そうするとこの委員の方々は農林委員会の委員という資格がないのであるか。ともかく資格がありません以上は、党の代表機関としてきめたものである以上、私は多数の人の意見だと申し上げたい。今の委員長の答弁では私は納得できない。とにかくきめても、それは多数でやればさしつかえないのであるということならば、この委員会というものはまったく薄弱なものであつて、何の権限もないということになると私は思ひます。

○松浦委員長 お答えいたします。私は本会議の意思がそこにあるならばと申ししたのであります。また畜犬執技法案は本会議で否決になつたわけではないのであります。あるいは内容その他の一部についてかどうか知りませんが、再審議しろということではありません。

○井上(良)委員 これは非常に大事な問題です。なるほど国会法によりまして、一応委員会を通過したもので、本会議に上程します場合に、再審議をすべき必要の規定はございます。ところが問題は、法案自体に対する多数の署名者というものが過半数以上を占めてゐるわけですから、その過半数以上を占めております人が、再び本会議で自分が提案者になり賛成者になつて提出しておきながら、またそれによつて農林委員会は実に長い間審議を重ねて、この法案が今日問題になつております関係で、諸般の輿論を考慮した上で多数でもつて決定をされて本会議にまわされてゐるわけですから、ところでその賛成をしておきながら、その本人が今度また委員会付託に賛成をするというのは一体どういふことですか。そんなばらばらな話が天下にありますか。それをまた委員長がひよこ／＼受入れて、これを再び審議するということが——この委員会に付託をせずに、他にこの法案に關連した、たとえばあの法案の中にあるような地方財政に關連があるが、その面に關して審議が不十分であつたといふのなら、その方からこの法案審議中に、当然合同審査なり委員を交代するなりして審査に参加すべきである。そういう合法的な、当然とらなければならぬ処置を何とやらにおいて、これを本会議に上程したときにおいて、これを再び同一委員会に逆もどりさせて来るようなことをしたら、これは人をばかにしたといふか、委員会を侮辱したことはなほだしい行き方でありませう。従つて本委員会はかくのごとき本会議

の決定に應ずるわけに行かぬ。ただちに委員長報告をとりまゝとめて、再び本會議に上程するの手續をとられるように、委員長は善処されたいと考へます。

○松浦委員長 私は先ほど申し上げましたように、非常に多数の方々が御署名になつた法案でございますので、この法案は通過するものであると思つておるのでありますけれども、本會議が否決したしておりません。どこか一部におそく氣に食わない点があつて、もう一べん審議してくれ、こういう意味であらうと思ひますので、これを取扱いたいと思ひますが、その取扱ひ方については、ただちにという井上さんのお言葉がございしますが、きゝめて重大な問題でございしますが、いすれ理事會を開いてその取扱ひ方を審議したいと思ひます。

農地法案に対する農林大臣に対する質疑は一応終了することにしたしまして、先ほど農地局長に対する竹村君の質問を保留いたしておきますので、この際これを許します。竹村奈良一君。

○竹村委員 まず要點だけを申し上げます。第九條の規定でございますが、農薬委員会において、所有してはならない土地が告示されました場合に、その告示されたものが、その期間内であるならば一応自由に売買できるようなことを考へるのですが、この点はどうですか。

○平川政府委員 その期間内に自由に売買をいたすのでありますけれども、その自由と申しますのは、相手方が限定されておるといふ、第三條の許可を受けるという條件のもとに自由である

わけでありませう。

○竹村委員 次の十一條でございますが、そういう場合に對価は一体どうなるのか、相手方は大体きまつておる。そのきまつたものに対して売り渡す場合におきましては、結局對価が混亂するのではないか。この土地を売り渡す価格というものが農薬委員会が関知せざるまゝに、あるいは届出ということになつたとしても、それは自由売買の形になると思ひます。そういういたしますと、農地の売買価格が相当引上げられた価格で売り渡されると思ひますが、その点はどうですか。

○平川政府委員 對価につきましては、価格は自由になつておりますので、統制はございせんが、先般も申し上げましたように、相手方が自作農として精選し得る者という限定をされておりますから、おのずから買手の方も、自作農としての農業採算の範囲内であれば買わないであらう、こういう想定であります。

○竹村委員 そういう想定はまつたく踏みにじられることになると思ひます。というのは、売買する相手はきまつておる。そして對価は自由である。しかしその對価がととのわなるときは農薬委員会が中に入るといふことになりませう。對価は一体どういふ形で定められますか。

○平川政府委員 一定の期間内に適當な對価の買手がなない場合には、當然國の買収になるわけでありませう。その場合の価格は十二條に基く政令で定めるわけでありませう。

○竹村委員 その政令によつて定められるところの對価の基礎は、政府は一体どういふところにおいて政令を出せば

うと考へておられるか。

○平川政府委員 これにつきましては、現行の制度を大體踏襲するつもりであります。

○竹村委員 續いて第十九條でございますが、この規定を讀んでみますと、大體土地取上げの場合、期間満了の一箇年前から六箇月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、従前の賃貸借と同一の條件でさらに賃貸借したものとみなすといふことになつておりますが、もしこれが更新しない旨を通知しないと、更新もしないが、たとえば返してもいいといふような通知をした場合においては、いいのであります。

○平川政府委員 それはやはり更新しない旨の意思表示になると思ひますので、そういう更新をしない旨の通知をするということについて許可が得るわけでありませう。

○竹村委員 その許可が得るのは一体どういふわけですか。

○平川政府委員 二十條によつて、その更新をしない旨の通知をするということについては、但書の例外以外は全部必要なわけでありませう。

○竹村委員 もう一つ問題になるのは二十條の二項の一でございませう。賃借人が信義に反した行為をした場合」となつておりますが、旧法におきましては信義に反した行為として、あらかじめその行為が明らかになつておるわけでございますが、しかしこれによりまして、「賃借人が信義に反した行為をした場合」といふ信義に反したとは、一体どういふ場合かといふことは、農薬委員会等における判断にまかすといふことではございませう。そうしますと、農

業委員会の構成等も非常に問題になつて来るわけですが、この規定は一体どういう場合を想定されておるのでしょうか。

○平川政府委員 これは現行の法律と別に意味をかえたつもりはございません。なおこの判断は知事が行うわけでありまして、農地委員会ではございません。

○竹村委員 次に伺つておきたいのは、たとえば開拓をいたそうとする場合の適地が見つかった場合に、これは六十四條でございまして「都道府県開拓審議会の意見を聞いて」ということになつておりますが、しかし都道府県開拓審議会の意見というものがつきま

しては、私の考えでは、従来の例から考えまして、この審議会の委員の構成そのものによつて、開拓地の開拓がで

き得るかないかという点について、全国非常にまち／＼なものができ

ておりますが、この都道府県開拓審議会というものの構成は、一体だれが任命するか。これではおおむね知事が任命することになるわけですが、この

階層を一体どういうふうな規定してお

るのか。少くともこのことは、日本の開拓をやろうとする場合における大きな問題にならうと思ひますが、その委員はどういう人々によつて構成されようとしておるのか、この階層は一体どう

いうものか、この点を伺つておきたい。

○平川政府委員 この委員につきましては知事が入選するわけでございますが、従来は大体において農業、林業あるいは畜産等各種のそれ／＼専門の知識を持つ者をメンバーにいたしてあります。階層というわけではございませ

んで、それ／＼開拓に関する適地を選定するについての、各方面の専門知識を有する者というものを任命いたしてあります。

○竹村委員 今までの農地委員会のときにおきまして、この開拓審議会制度が設けられましてから、とたんに、開拓地に対する開墾というものがほとんど進まない状態になつて来たわけ

です。というのは、知事が任命する、あるいは郡では地方事務所長が任命する。従つて任命する範囲の人は大体山林に關係のある所有者が多くなる

ということになりまして、そこで農地委員会において開墾適地と考へまして、審議会が不適地であるという答

申がなされて来た例は、全国で枚挙にいとまないわけでありまして、こういう場合において、少くとも開墾を希望する層から委員を入れるということ

をはつきりさせる必要があるのではないかと。そうしないといふ開拓というものはほとんど進まないと思ひますが、そういう考へがあるのかないのか、伺つておきたい。

○平川政府委員 私どもはそういう御心配はないと考へておりまして、開拓關係の部課におきまして適地の調査をいたすわけでありまして、原案はむしろ開拓の方の主管のところから出るわけでありまして、ただその場合に、たとえば林業関係で、開拓不適地であるという人々もこの審議会のメンバーに入

れまして、そういう面の意見も聞くというところでございまして、従来の実績から見ましても、この審議会はそういう開拓地の買収の障害になつておつたという

ことはないと考へております。

○松浦委員長 竹村君大分長いですが、もうちよつとですか。

○竹村委員 私はいろいろ考へておりますが、そういう点は抜きたいと思ひますが、議論はいたしません。しかし審議会の委員の構成については、たとえば民主的な農林団体から入れるとか

何かの形でやらねければ、私はあんなの見解とは違つておられます。それからもう一点伺つておきたいの

ですが、たとえばその村内で住居を有しない場合も、農業委員会が認めたら

ば、その土地を二親等内の者は使用できる。旧法ではこういう人たちに對して資格があるかないかというものを二年ごとに調査するといふ規定があつた。今度の法律ではそれが抜かれて

いるわけでありまして、一度農業委員会において、同村内の同親族であつて一家の中に居住しておる者と認めて、土地所有を許したならば、永久にこれを調査する必要はない。従つて土地は持

とうと思へば持つて行くわけですが、この点はどうかというところ調査されるのか。それを伺つておきたい。

○平川政府委員 その点は八十四條のところに、市町村農業委員会は毎年八月一日現在の小作地の状況を調査作成するといふ條文を新しく挿入してあります。これによつて明らかにいたしたいと思ひます。

○平野委員 六十七條の二の「前項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする」とあります

が、政令の構想はどういう構想でありますか。

○平川政府委員 未墾地の買収価格につきましては、最近固定資産税の倍率が上つておりますので、大体固定資

産税の評価と同じ程度の評価になるような倍率にきめたいと考へます。従いまして今後の未墾地の売却し価格については、大体これを基準にして売り渡さざるを得ないかと存するのであります

が、ただ従来政府の買収してあります農地、しかもすでに開拓者の入つておるというふうなものについては、従来の価格によつて拂ひ下げるといふような措置を講じたいと考へております。

○平野委員 すでに入つておるものについては上げない。新しく入植するものについては相当高くなるのではないかと存じます。その割合になり

ますか。

○平川政府委員 従来の価格が非常に安いので、大体十倍くらいにならうかと思ひます。

○平野委員 十倍ですと、結局土地の売買価格によつて相当もうかる、そういう結果になるのではないかと。

○平川政府委員 現在買収済みのところにつきましては、九割方開拓地として提供しているわけでありまして、従いまして政府がこれによつて非常な収入を得るといふことはないと考へております。のみならず、政府の方では開拓地の買収に際しまして、開拓者としては不必要な幼樹林その他の補償もいたして

いる、この特別会計でそういうものを負担しているわけでありまして、従いまして会計の方で政府が非常な利益を得るといふことはないと考へております。

○平野委員 もうあと残り少なくなつて

いるわけですから、政府が必ずしも利益を得ることはないのではありませんが、しかしながら理論的に言へば、そ

の分だけ非常に高くなるわけであつて、今後さらに開拓行政を進めて行く上において、この政令の取扱いいかんによつてはそれを阻害するといふ結果になることも考へられるわけであり

ますので、この政令の定め方について、できるだけ今後の開拓を推進するといふことを考へて、いささかもそれを阻害することのないように、できるだけ低率の価格を算定するように要望いたしまして、私の質問を終ります。

○松浦委員長 本日の会議はこの程度にとどめまして、これをもつて散会いたします。

午後四時二十分散会